

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2023 年春季 5 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

追い風

加藤 直樹

新聞・テレビしかご覧にならない方は、ご存じないかも知れませんが、2月2日、京都大学の福島雅典名誉教授が「新型コロナワクチンの詳細な安全性に関する臨床試験の全データ、及び臨床試験で生じた有害事象の全データ」と「国と製薬企業の結んだ新型コロナワクチン購入契約書」の行政文書開示請求を行いました。要するに国や厚生労働省、マスコミも含めて、現代医療の闇の部分、不都合な真実を隠蔽しているということです。それが少しずつではありますが、そのことに気づいた医師たちや一部の報道機関、週刊誌等が暴き始めたということです。そのことによって、現代医療の闇の部分が多岐にわたり、本来あるべき姿である「医は仁術」の姿に戻りつつあるということです。悲しいかな現代医療は「医は算術」に成り下がっていますからね！「算術」から「仁術」に変わる時、正しい医療、本来あるべき医療に変わる時、私たちあ・は・きの技術が必ず必要になります。西洋医療と東洋医療の二本立ての理想の医療体型が誕生するはずですよ。私は、そう信じています。話は変わりますが、WBCはご覧になっていましたか？侍ジャパン、優勝おめでとうございます！信じられないような試合の数々でした。中でも準決勝のメキシコ戦の村上宗隆選手のサヨナラヒット、感動的でしたね！栗山英樹監督が村上選手を信じ抜いた結果ではないでしょうか！何が言いたいかというと、信じなければ、ことは成さないということです。私たちも信じましょう！現代医療が、西洋医療と東洋医療の二本立てになることを信じ抜きましょう！西洋医療だけが給付されて、東洋医療が給付されないのはおかしいことなんです！世間では春一番も吹きました！現在の医療の流れは、必ずや私たちの追い風になるはずですよ。



療養費申請のツボ



●「施術所・患家以外での施術」問題の報告

前号でご紹介させていただきました「施術所・患家以外での施術」の報告をさせていただきます。12月1日に保険者を訪問しました。保険者に当該患者の事情を再度説明し、特段の配慮をお願いしてまいりました。保険者は、当該患者の事情を直接問い合わせしてから回答させていただきますとのことで、回答待ちの状態でした。当該患者へ問い合わせると保険者からの照会はあったようですが、その後、連絡はないようです。連絡があり次第ご報告させていただきます。

●申請書の往療カレンダーの◎と○について

これも先月号でご紹介した事案です。保険者は、兵庫県後期高齢者医療広域連合です。結論から言いますと、往療カレンダーは、そのまま◎と○のまま結構ですが、摘要欄に○の日も往療をしていることを書いてくださいとのことでした。往療しているが、別の人から往療料を請求している場合、例) ○日、○日、○日は、往療をしています。と書いてください。今のところ兵庫県後期高齢者医療広域連合の申請書のみ、このように対応してください。よろしくお願いいたします。

●伊丹市の医療助成について

伊丹市の医療助成で一部負担金・請求額相違で返戻がありました。伊丹市以外の医療助成では、本体の申請書と同じように医療費総額から請求金額を引いた一部負担金を記入して通っていたのですが、伊丹市の医療助成だけは一部負担金に関して、患者さんにいただいた額（医療費総額×負担割合の四捨五入した金額）を書いて、請求金額も医療費総額からその額を引いた額を書いてくださいとのことでした。県の医療課に保険者によって、処理の仕方が異なるのは非常に困ることを訴えましたが、医療助成に関しては、各市町村の判断になるとのことでした。これも厚労省が、電療料を34円にしたことと患者さんからいただく金額が四捨五入で、申請書に記入する請求金額が切り捨てという二重処理によるものです。いい加減にしろという感じです。ところがその後県の医療課から連絡があり、今後は、兵庫県下で統一することになり、本体の一部負担金の額を書くようになりました。間違えないようにしてください。よろしくお願いいたします。

●西宮市の医療助成について

これも医療助成についてのことですが、西宮市の医療助成は、予め登録番号を取得しておかなければならないようです。西宮市の医療助成が発生した場合は、登録番号の取得をお忘れないように注意してください。よろしくお願いいたします。

●療養費支給申請書の提出前のチェックをお願いいたします。

最近、審査時返戻が増えています。審査時返戻防止のため、申請書の提出前のチェックをお願いいたします。記入漏れはないか・金額に間違いはないか・カレンダーの○はずれていないか等、これまでお願いした内容を思い出してチェックしてください。ご協力をお願いいたします。

●「同意書」から「診断書」へ

最近、保険者からのアンケートと称した医師照会が増えています。そして、この医師照会というのが、ひっかけ問題のような照会になっていて、同意書を書いた理由を尋ねて来るのですが、回答は、①患者から同意書の交付を求められたため、②慢性病であって医師による適当な治療手段がないため、③その他の中から選ぶようになっています。そして、②の医師による適当な手段がないためを選ばない限り、不支給になるようになっています。多くの医師は、①の患者から交付を求められたためを選択してしまうので、不支給になっています。こういう事が度々繰り返されていますので、保険部会で対策を考えてみました。保険者に対し、「同意書」を提出するから、このような照会をして来るのであるから、今後は全て「診断書」で提出するようにしてみてもいいことになりました。急な変更は難しいかも知れませんが、「同意書」から「診断書」への変更をお考えください。よろしくお願いいたします。

●「療術業」から「施術業」へ

2月10日の鍼灸柔整新聞第1186号の記事の中に、総務省の日本標準産業分類の次期改定で「療術業」から「施術業」へ、あはき柔整属する分類名、変更へとありました。現在、総務省が定めている日本標準産業分類では、あはき師・柔整師は、「療術業」に分類されているようですが、次回改定で「施術業」に変更されるようです。このことだけを見ると「療術業」から「施術業」にレベルアップしているように捉えてしまいますが、中身をよく読んでみると「施術業」に分類はされるのですが、文章の中に「あはきを国家資格を有して医業類似行為を業とする者」と書かれています。以前は、「医業類似行為をする者」とは書かれていなかったのですが、改定後は、そのことを明記するつもりです。我々あはきは、「医業類似行為をする者」ではなく「医業をする者」です。どさくさに紛れて、「医業類似行為をする者」に仕立てようとしています。このことは、断じて許すことは出来ません。何らかの抗議をしなければならないと考えています。記事を掲載しておきますので、読んでおいてください。

2023年(令和5年)2月10日

鍼灸柔整新聞

第1186号

発行所 (株)日本医療福祉新聞社 編集発行人 岸野雅方 発行定日 毎月10日、25日 年間購読料 3,600円(年24回発行)

編集局 〒530-0057 大阪市北区曽根崎2-2-1 梅新21ビル TEL 06-6315-1922 FAX 06-6315-1923 E-mail shinkyu@jusei.gr.jp http://news.shinkyujusei.net/

総務省の日本標準産業分類

次期改定で「療術業」↓「施術業」 あはき柔整属する分類名、変更へ

総務省が定めている日本標準産業分類で、あはき師・柔整師が属する「療術業」の分類項目名が、次回改定で「施術業」に変更される見通しがある。公文書等において確たる定議のない「療術」との混同のおそれがあるなどが変更理由のようで、1年半前から立ち上がった総務省の検討チームが改定案に盛り込んでいる。

療術に属する「奇妙な構造」解消 令和5年度内に告示

日本標準産業分類は、令和3年春から「産業分類改定調査等」の統計調査の結果、定研究会に検討チームを産業別に表示する場合など、検査・書籍にわたって用いられている。これまで13回の改定が行われており、前回の平成25年以来、改定に向け、総務省が令

■現行の産業分類と改定案の比較(太字が変更箇所)

Table with 2 columns: 現行 (Current) and 改定案 (Proposed). Rows include categories like 中分類 83 (Medical), 小分類 835 (Therapeutic), and 細分類 8351 (Therapeutic facilities). The table compares current classifications with proposed changes, such as renaming 'Therapeutic' to 'Therapeutic Practice' and adding specific criteria for practitioners.

【主な改正理由】「療術」を小分類項目名において継続すると、あはき師及び柔整師が行う「施術」との混同のおそれがあるため、「療術業」を「施術業」に変更。

このまま改定案の通りに項目名称が「施術業」に変更すれば、現行の小分類「療術業」の中に細分類「あはき師・柔整師の施術所」が属しているという「奇妙な構造」が解消される上、有資格者であるという本来の優位性を国民に再認識させることになるだろう。ただ、新たに「国家資格を有して医業類似行為を業とする者である」との追記が改定案では見られ、あはき師・柔整師を「医業類似行為者」と限定するよう一文が加えられた点については見過ごされたいのか疑問だ。

は柔整以外の施術に用いられている事例があることから、当業界に一般的に流布している「療術業に属する」というものが多かった。その後、令和4年5月以降の検討チームの会議で、何度が議題にかけられ、改定案(別表参照)としてまとめられた。令和5年度中には告示が行われ、改定内容が決まる予定だ。

活動報告

厚労省交渉

2023 年 2 月 20 日、全国中小業者団体連絡会省庁交渉で厚労省交渉がオンラインで行われました。西宮民主商工会山田平会長、共済会藤岡東洋雄理事長連名で加藤勝信厚生労働大臣に請願しました。

1. 国民健康保険・各種健康保険で早急に現物給付を実施すること
2. 鍼・灸・按摩・マッサージ・指圧治療に同意書・診断書の添付、病名の制限、現代西洋医療との併給禁止、療養費申請書の署名などは即時廃止すること
3. 新たに出された「施術管理者」なる仕組みは鍼・灸・マッサージの保険治療を今後消滅させるものとなります。即時禁止すること
4. 鍼師・灸師の養成制度 3 年を早急に 4 年制度とし、実施 2 年度に 6 年制にすること

以上を、昨年 11 月 7 日の厚労交渉に続き請願しました。

日本のすべての人は自らが持っている健康保険証で鍼・灸・マッサージ・指圧治療を窓口負担だけでお金に心配なく受けること（現物給付）を各健康保険法で厳しく保証されています。

ところが、厚生省は昭和 25 年 1 月から国民に服従義務の全く無い通知・通達でさも有効な法律のごときを装って従わせ、国民の鍼・灸・（按摩・マッサージ・指圧）の受診の権利と法益を見事に侵害しています。

各健康保険法に適合していない行政を 73 年もの長きにわたり続けています。

法 87 条での「療養費を支給」の適用だとしていますが、現在の社会保険医療においては、厳正な「現物給付」方式としているとなっています。

健康保険法第一条「その法律は・・・疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もっと国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」となっています。

加藤勝信現厚生労働大臣も「保険料を納めている人が保険診療（現物給付）を続けるのは当然であり前提だ」と明言しています。

実際に戦前から戦後の昭和 25 年 1 月まで鍼・灸・按摩・マッサージは現物給付されていました。法 87 条など持ち出す理由は何もありません。皆の力で早期に現物給付を実現しましょう。

藤岡 東洋雄

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)



会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

コロナもありますが社会はウイズコロナということで正常化してまいりました。WBC にあやかって我々ももりもり頑張りましょう！